

一声かけて人助け！ワンチームカードで「強く大きな民商」を！

名古屋北部民商ニュース

2020年4月20日（月）発行

No.374

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

困難打開へ融資を受けてがんばろう



融資の実行相次ぐ

コロナウイルス感染症の影響から売上が減少した会員からの融資相談が相次いでいます。

飲食業の会員は3月末に政策金融公庫に郵送で申し込み、実績があることから面談なしで4月10日に融資実行の連絡がありました。

食品催事業の会員は政策金融公庫に3千万を申し込み、電話でのやりとりのみで実行され、手元に2千7百万円の運転資金を確保できました。

看板工事業の会員も政策金融公庫に申し込み、直近の試算表を作成している途中でしたが、試算表なしでも実

4・13集団申告を行いました



＝名古屋北税務署の玄関で＝



＝名古屋西税務署の玄関前で＝

4月13日（月）午後、名古屋北税務署と名古屋西税務署で第2弾の集団申告を行いました。

午後1時30分、名古屋北税務署玄関に6人の会員が集まり、1階に用意された部

税務署の玄関に5人の会員が集まり、2階の総務課の窓口で順番に提出しました。

国保料の減免について

名古屋市の国民健康保険には、収入が減少した場合に、国保料を減免する制度があります。

対象は、左表のように①前年所得が1千万円以下、②当初見込所得が264万円以下、③当年見込所得が前年所得より2割以上減少、の3点とも当てはまる世帯が減免されます。

区役所または支所の国民健康保険係に申請しましょう。

相談、申し込みも次々

飲食業の会員は売上の減少幅が5%未満だったため、銀行を通じて申し込み、実行されました。

この他、内装工事業の会員は4月7日に政策金融公庫に申し込みました。

解体工事業の会員も4月10日に政策金融公庫に申し込みました。

飲食店の会員は、名古屋市

中小企業振興センターで「認定書」の交付を受けて、銀行を通じて名古屋市信用保証協会に申し込みました。

コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少しているみなさん。必要な資金は融資を受けて、商売を続けましょう。

売上の減少が分かる書類と2年分の申告書を用意して、民商に相談を。



収入減を理由にした減免要件

前年合計所得	当年見込所得	当年/前年	減免される額
		減少割合	
1,000万円以下	264万円以下	8/10以下	均等割額の
の世帯	の世帯	の世帯	3割～7割

毎月15日までに集金して、班、支部の役員に届けて下さい。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようにご協力を！！

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

